

## 第4次伊丹市障害者計画



伊丹市マスコット たみまる

令和3年(2021年)3月



# ご あ い さ つ



近年、人口減少社会の進行や社会構造の変化、価値観の多様化等に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、これまでの生活や支援のあり方に変容を迫り、障がい者を取り巻く環境に大きな影響を与えています。

平成30年（2018年）4月に施行されました「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」では、障がい者が自らが望む地域生活を営むための支援の充実や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備などが新たに加わり、共生福祉社会の実現を目指し、より一層の障害福祉施策の推進が求められているところです。

本計画を策定するにあたり、地域の実情に応じた実効性の高い計画とするため、伊丹市福祉対策審議会での審議や市内障がい当事者団体とのヒアリング会の実施に加え、障がい当事者や発達に支援が必要な児童の保護者を対象としたアンケート調査等を行い、障がいのある方のニーズや現状の把握に努めました。ご協力いただきました皆様には、心より感謝申し上げます。

本計画では、「障がいのある人が参加・参画する共生福祉社会の実現」を基本理念に掲げ、全ての人がお互いの人権を尊重し合い、障がいのある人があらゆる分野の活動に参加・参画できる社会の実現を目指します。基本的方向には新たに「感染症対策の推進」を掲げ、感染症流行時においても必要な障害福祉サービスが提供できるように、事前の準備や緊急時の支援を検討し、体制整備を進めます。また、障がい者の高齢化や親亡き後の対応等のため、需要増加が見込まれている成年後見制度の利用について、関係機関と連携し、利用の促進を図ります。

また、計画期間を従来の6年間から、本計画の上位計画である「第6次伊丹市総合計画」等と併せた8年間に変更し、関連計画とも整合性を持って実施して参ります。

今後は、本計画に基づき、各種施策を計画的に推進し、市民の皆様と共に、障がいの有無にかかわらず、すべての人々が安心して伊丹に住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりに取り組んでまいりますので、今後ともご支援、ご協力をお願い申し上げます。

令和3年（2021年）3月

伊丹市長 藤原 保幸

# 目次

## 第1章 第4次伊丹市障害者計画の基本的な考え方

1. 計画の策定にあたって	
(1) 計画策定の趣旨.....	1
(2) 国の第4次障害者基本計画について.....	3
(3) ひょうご障害者福祉計画について.....	4
(4) 計画の位置付け.....	5
(5) 計画期間.....	6
(6) 計画の策定体制.....	6
2. 計画の基本方針	
(1) 基本理念.....	8
(2) 基本目標.....	9
(3) 基本的視点.....	10

## 第2章 障がい者施策の実施状況（第3次障害者計画の進捗状況）

障がい者施策の実施状況.....	12
計画の施策体系.....	17

## 第3章 分野別施策の展開

(1) 生活支援.....	18
(2) 保健・医療サービスの充実.....	24
(3) 教育・文化芸術活動・スポーツ等.....	25
(4) 雇用・就業・経済的自立の支援.....	28
(5) 生活環境.....	30
(6) 情報アクセシビリティ.....	32
(7) 安全・安心.....	35
(8) 差別の解消及び権利擁護.....	37
(9) 行政サービスにおける配慮等.....	40

## 第4章 計画の推進体制と進行管理

1. 計画推進体制の充実.....	42
2. 計画の進行管理.....	43

## 資料編

1. 諮問書.....	45
2. 答申.....	46
3. 伊丹市福祉対策審議会委員名簿.....	48
4. 計画の策定経過.....	50

# 第1章 第4次伊丹市障害者計画の基本的な考え方

## 1. 計画の策定にあたって

### (1) 計画策定の趣旨

平成26年(2014年)1月に、共生社会の実現のために「障害者の権利に関する条約」を批准して以降、障がい者を取り巻く環境改善のため、法改正等が次々進められています。

平成28年(2016年)4月に「障害者差別解消法」が施行され、同年に一部改正された「障害者雇用促進法」では雇用の分野における障害を理由とする差別的取り扱いの禁止が盛り込まれました。また、同法において合理的配慮の提供義務の条文が平成30年(2018年)4月に施行され、事業主に障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置を講ずることが義務付けられました。

平成25年(2013年)4月に、「障害者基本法」の趣旨を踏まえた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が施行されましたが、平成28年(2016年)と平成30年(2018年)にそれぞれ一部改正され、障がい者の望む地域生活支援、自立生活援助や就労定着支援の創設、高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用などが盛り込まれました。平成30年(2018年)の児童福祉法の一部改正では、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築(障害児福祉計画の策定や医療的ケアを要する障がい児に対する支援などが規定され、さらなる障害者(児)福祉の推進のための環境整備が進められたところです。

平成27(2015年)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された国際目標(SDGs)では2030年までに誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会を目指すこととしており、障がい者(児)も含めた共生社会を目指した目標となっております。

こうした流れを踏まえ、平成27年(2015年)に策定した「第3次伊丹市障害者計画」が、令和2年度で計画期間が終了となることから、これまでの計画の進捗状況を検証し、国および県の指針や近年行われた障がい者制度改革等を踏まえて、新たな「第4次伊丹市障害者計画」を策定することとします。

#### 「障害」の「害」のひらがな表記の取扱いについて

「障害」という文語表現については、障がいのある人の思いを大切にすることとあわせ、市民の理解を深めていくためには読み手側が受け入れやすい表現であることが大切と考え、この計画においては、人や人の状態を表す場合等に「障がい」と表記しています。ただし、法令や、条例等に基づく制度や事業等の名称などについては、「障害」及び「障害者」という表記をしています。

## 【障がい者制度の動向】

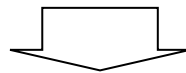
「障害者基本法」の改正  
(平成 23 年 8 月施行)  
○差別の禁止、教育・選挙等における配慮等を規定

平成 25 年 9 月閣議決定  
「第 3 次障害者基本計画」  
(平成 25 年度～29 年度)  
○計画期間を 10 年から 5 年に変更  
○基本原則の見直し(地域社会における共生、差別の禁止、国際的協調、障がい者の自己決定の尊重)  
○安全・安心、差別の解消及び権利擁護の推進、行政サービス等における配慮の 3 分野追加

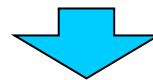
「障害者総合支援法」制定  
(平成 24 年 6 月成立)  
(平成 25 年 4 月施行)  
○社会モデルに基づく理念の具体化  
○「制度の谷間」を埋めるべく障害者の範囲に難病等を追加  
○障害支援区分の創設  
○ケアホームのグループホームへの一元化  
○重度訪問介護の対象拡大  
○地域移行支援の対象拡大  
○地域生活支援事業の追加

「障害者虐待防止法」制定  
(平成 23 年 6 月成立)  
(平成 24 年 10 月施行)  
○障害者虐待防止のための責務を規定

「障害者差別解消法」制定  
(平成 25 年 6 月成立)  
(平成 28 年 4 月施行)  
○地方自治体等における障害を理由とする差別的取扱いの禁止  
○地方自治体等における合理的配慮の不提供の禁止(民間事業者は努力義務)  
○差別解消に向けた取組に関する要領を策定(地方自治体は努力義務)



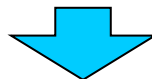
「障害者の権利に関する条約」を批准(平成 26 年 1 月)



平成 30 年 3 月閣議決定  
「第 4 次障害者基本計画」  
(平成 30 年度～令和 4 年度)  
○基本原則(地域社会における共生、差別の禁止、国際的協調、障がい者の自己決定の尊重)  
○各分野に共通する横断的視点  
・条約の理念の尊重及び整合性の確保  
・社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ向上の視点の採用  
・当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援  
・障害特性に配慮したきめ細かい支援  
・障害のある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援  
・PDCA サイクル等を通じた実効性のある取組の推進

「障害者総合支援法及び児童福祉法」の一部改正  
(平成 28 年 5 月成立、6 月一部施行)  
○障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応  
医療的ケアを要する障がい児に対する支援

「成年後見制度利用促進法」制定  
(平成 28 年 5 月施行)  
○成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進



「障害者総合支援法及び児童福祉法」の改正(平成 30 年 4 月施行)  
○自立生活援助の創設・就労定着支援の創設  
○重度訪問介護の対象拡大  
○高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用  
○居宅訪問型児童発達支援の創設  
○保育所等訪問支援の対象拡大  
○障がい児のサービス提供体制の計画的な構築(障害児福祉計画の策定)  
○サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

「障害者雇用促進法」の一部改正  
○障がい者に対する差別の禁止(平成 28 年 4 月施行)  
雇用の分野における障害を理由とする差別的取り扱いの禁止  
○合理的配慮の提供義務(平成 30 年 4 月施行)  
事業主に障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置を講ずることを義務付ける

「発達障害者支援法」改正  
(平成 28 年 5 月成立、8 月施行)  
○障害の定義と発達障害への理解の促進  
○発達障害者支援地域協議会の設置

「障害者文化芸術推進法」制定  
(平成 30 年 6 月制定、施行)  
○文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮および社会参加の促進に向けた基本事項を定める

「読書バリアフリー法」制定  
(令和元年 6 月制定、施行)  
○視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に向けた基本事項を定める

## (2) 国の第4次障害者基本計画について

平成30年(2018年)3月に「第4次障害者基本計画」が閣議決定されました。

障害者基本計画は障害者基本法第11条第1項に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、政府が講ずる障がい者のための施策の最も基本的な計画として位置付けられています。

基本的事項としては、障害者基本法第1条に規定されるように、障がい者施策は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す必要があります。

この基本計画ではこのような社会の実現に向け、障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定めるものとされています。

計画の概要については、以下のとおりです。

### 【計画の概要】(国)

#### ●計画の期間

- ・平成30(2018)年度から令和4(2022)年度までの概ね5年間

#### ●基本原則について抜粋

##### (1) 地域社会における共生等(障害者基本法第3条)

- ① 全て障がい者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- ② 全て障がい者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- ③ 全て障がい者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

##### (2) 差別の禁止(障害者基本法第4条)

##### (3) 国際的協調(障害者基本法第5条)

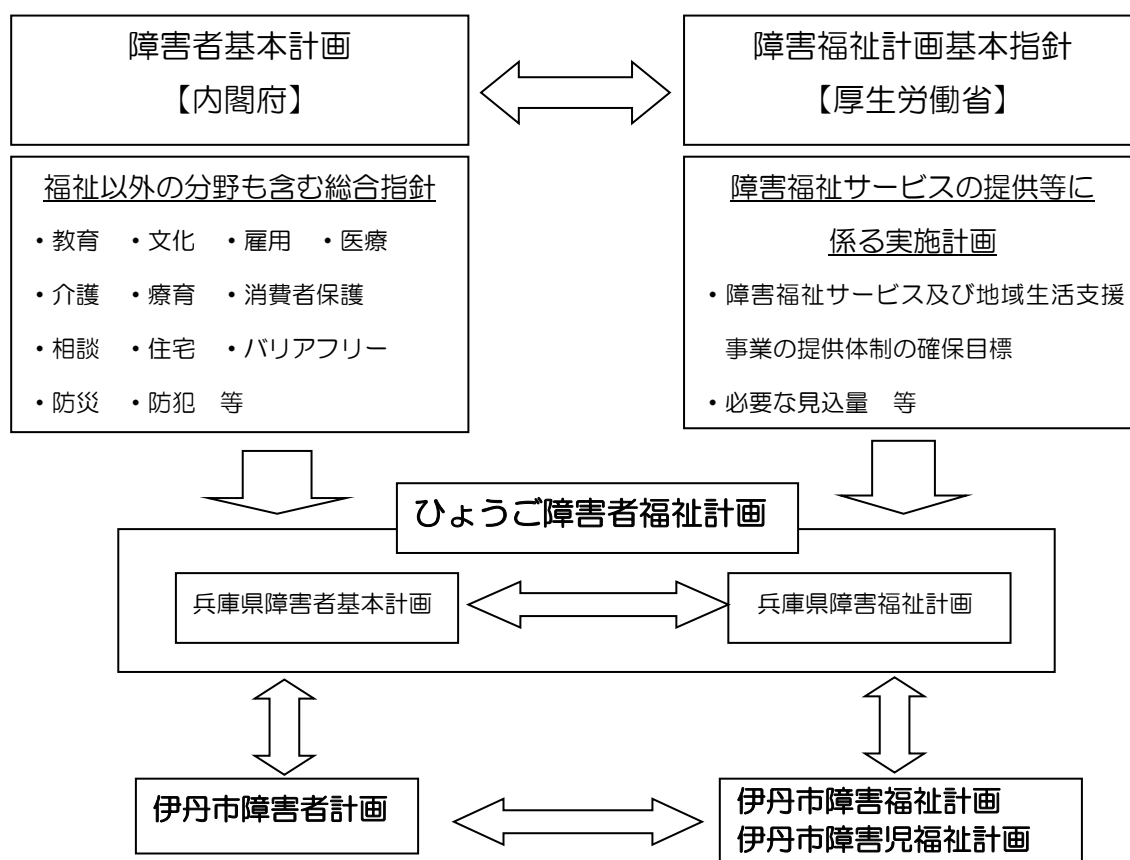
### (3) ひょうご障害者福祉計画について

兵庫県においては、障害者基本法第 11 条第 2 項に規定する「都道府県障害者基本計画」と障害者総合支援法第 89 条第 1 項に規定する「都道府県障害福祉計画」を一体化した 6 か年計画である「ひょうご障害者福祉計画」を平成 27 年（2015 年）度に策定しております。

「ひょうご障害者福祉計画」では、兵庫県の障がい者福祉施策の推進のための基本的方針や目標などを明らかにした上で、障害の有無や年齢・性別等に関わらず、誰もが安心して暮らすことができるユニバーサル社会の実現に向けて、県民、関係機関、支援団体、行政等が取り組むべき総合指針を提示しています。

県の計画も令和 2 年（2020 年）度が策定の時期となりますが、県においてはポストコロナ後の新しい生活様式を考慮した障害福祉サービスのあり方を検討するため、「都道府県障害者基本計画」部分の計画期間を 1 年延長して、令和 3 年（2021 年）度末に、ポストコロナを見据えた理念や施策の方向性を盛り込んだ新たな計画を策定することとなりました。

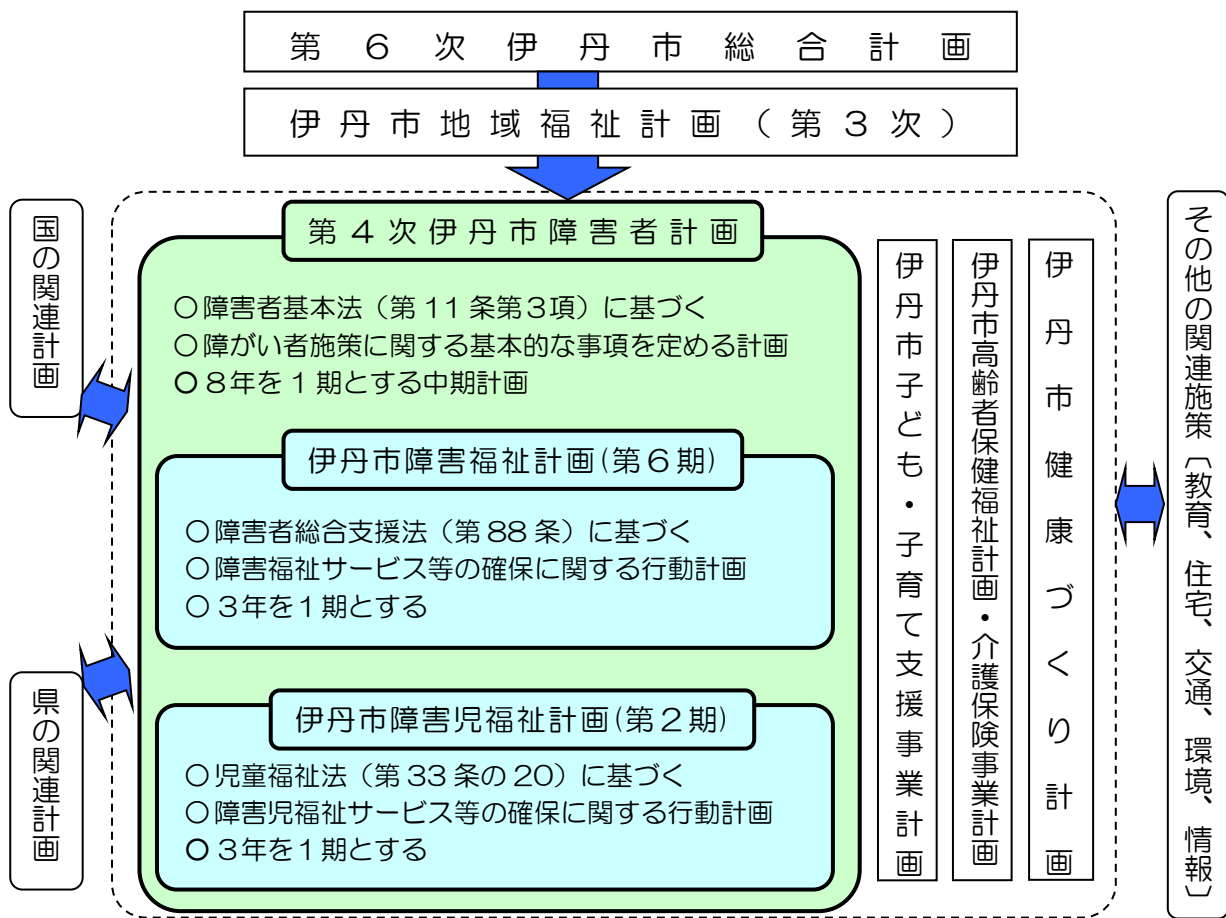
障害者基本法では、市町村は、都道府県障害者計画を基本とすると定められておりますが、本市の障害者計画は、「ひょうご障害者福祉計画」の内容を踏まえた上で、ポストコロナ後の新しい生活様式も考慮した内容の計画を策定することとします。



#### (4) 計画の位置付け

「第4次伊丹市障害者計画」は、「障害者基本法」第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画であり、市が今後進めていく障がい者施策の基本方向や目標を総合的に定める計画です。

本計画は、「第6次伊丹市総合計画」「伊丹市地域福祉計画（第3次）」を上位計画とし、「伊丹市健康づくり計画」、「伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「伊丹市子ども・子育て支援計画」等の保健福祉分野における関連計画、教育・雇用・人権・まちづくりなど関連分野における施策との連携を図りながら推進します。





## (5) 計画期間

年度	令和3年 2021年	令和4年 2022年	令和5年 2023年	令和6年 2024年	令和7年 2025年	令和8年 2026年	令和9年 2027年	令和10年 2028年
障害者計画	第4次							
障害 福祉計画	第6期			第7期			第8期	
障害児 福祉計画	第2期			第3期			第4期	

「第4次伊丹市障害者計画」は、上位計画である「第6次伊丹市総合計画」「伊丹市地域福祉計画（第3次）」と整合性を持たせて計画期間を令和3年度からの8か年とし、障がい者を取り巻く社会情勢の変化や法令・制度の変更が生じた場合は、適宜必要な見直しを行います。

## (6) 計画の策定体制

### ① 伊丹市障害者・障害福祉・障害児福祉計画策定に係るアンケート調査の実施

本計画の策定にあたっては、伊丹市内在住の障害者手帳所持者の方 1,500 人及び発達に支援が必要な児童の保護者 343 人に対して「伊丹市障害福祉計画策定のためのアンケート」調査を実施し、障がいのある人や発達に支援が必要な児童及びそのご家族の皆様の生活状況や福祉サービスの利用状況、利用意向などについて把握しました。

	1. 手帳所持者へのアンケート	2. 発達に支援が必要な児童の保護者へのアンケート
● 調査期間	令和2年（2020年）6月実施	令和2年（2020年）7月実施
● 調査対象	伊丹市在住の 1,500 人（無作為抽出） （内訳）身体障害者手帳所持者 800 人 療育手帳所持者 500 人 精神障害者保健福祉手帳所持者 200 人 回収数：682 件 回収率：45.4%	伊丹市在住の発達に支援が必要な児童の保護者 343 人 （内訳）就学前 82人 就学児童 261人 回収数：274件 回収率：79.8%
● 調査方法	郵送配布・郵送回収	市立こども発達支援センター、 学校経由で配布・回収
● 調査区域	伊丹市全域	

## ② 伊丹市福祉対策審議会障がい者部会及び障害福祉計画ワーキング会議の開催

本計画は、伊丹市長が学識経験者、保健・医療・福祉関係者、市民の代表、行政関係者で構成する「伊丹市福祉対策審議会」に諮問し、同審議会の答申に基づき策定しました。また、障がい当事者からの意見を反映させるため、市内当事者団体とのヒアリング会を実施するとともに、伊丹市福祉対策審議会障がい者部会及び障害福祉計画・障害児福祉計画ワーキング会議を設置し、検討・協議を行いました。

## ③ パブリックコメント等の住民意見の聴取

パブリックコメント制度とは、市が策定する施策などの案をよりよいものにするために、市民から広く意見を募集し、寄せられた意見を施策に活かせるか検討し、その結果と市の考え方を公表する制度です。本計画についても素案の段階で広く市民の声をお聞きするため、市ホームページ、市障害福祉課窓口、市こども福祉課窓口、支所・分室等において計画素案が閲覧できるよう、その内容を公開し、パブリックコメントの募集を行いました。

## 2. 計画の基本方針

### (1) 基本理念

障害者基本法第1条に規定されるように、障がい者施策は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要があります。

「障害者計画」では、このような社会の実現に向け、障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、伊丹市が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定めるものとします。

第6次伊丹市総合計画における障がい者福祉の基本方針  
「障がいの有無にかかわらず、自ら選択する生き方や暮らしができるまち」



伊丹市地域福祉計画(第3次)における理念  
「共生福祉社会の実現」  
伊丹市地域福祉計画(第3次)における目標  
「つながり合い、支え合う共生のまちづくり」  
「多様な主体の協働による誰もが活躍できる仕組みづくり」  
「誰もが自分らしく暮らすための体制づくり」



第4次伊丹市障害者計画における理念  
「障がいのある人が参加・参画する共生福祉社会の実現」  
全ての人がお互いの人権を尊重し合い、障がいのある人が  
あらゆる分野の活動に参加・参画できる社会の実現を目指します。

共生福祉社会…すべての市民が住み慣れた地域の中で、人としての尊厳を持ち、いきいきとそれぞれの個性を  
発揮しながら、ともに支え合うことで、自立・自律した生活が送れるような社会

## (2) 基本目標

本計画では、基本理念の実現をはかるため、次の4つの基本目標を掲げて、市民の皆様との協働により取り組みを進めていきます。

### ① 社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動への参加機会の拡大

全て障がい者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が拡大することを目指します。

### ② 意思疎通及び情報の取得・利用のための手段についての選択機会の拡大

全て障がい者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られることを目指します。

### ③ どこで誰と生活するかについての選択の機会の確保

全て障がい者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないことを目指します。

### ④ 差別の禁止

障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約する、障害を理由とする差別その他の権利利益を侵害する行為は禁止されなければなりません。

障害者差別解消法、障害者雇用促進法に基づき、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を進めます。

第4次伊丹市障害者計画の基本目標は、第3次伊丹市障害者計画の基本目標を踏襲し、目標達成に努めて参ります。

### (3) 基本的視点

#### ① 障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障がい者を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえ、障がい者施策の策定及び実施にあたっては、障がい者及び障がい者の家族等の関係者の意見を聴き、その意見を尊重します。

障がい者の政策決定過程への参画を促進する観点から、伊丹市福祉対策審議会障がい者部会等の委員の選任にあたっては、障がい者の委員の選任に配慮します。その際、障がい者である委員に対する障害特性に応じた適切な情報保障\*1等を確保します。

また、これらの伊丹市福祉対策審議会障がい者部会等の会議資料等を始めとする障がい者施策に関する情報の公開や障がい者施策に関連する計画等に関する意見募集（パブリックコメント）は、障害特性に配慮して実施します。

あわせて、障がい者本人の自己決定を尊重する観点から、障がい者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援とともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

#### ② 当事者本位の総合的な支援

障がい者が人生における全段階を通じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

支援にあたっては、障害者基本法第2条の障がい者の定義を踏まえ、障がい者施策は、障がい者が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して講じられる必要があること、障がい者の支援は障がい者が直面するその時々々の困難の解消だけに着目するのではなく、障がい者の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があることに留意します。

#### ③ 障害特性等に配慮した支援

障がい者施策は、性別、年齢、障害の状態、生活の実態等に応じた障がい者の個別的な支援の必要性を踏まえて、策定及び実施します。

また障がい者は複合的に困難な状況に置かれている場合があり、障がい児には、成人の障がい者とは異なる支援の必要性があることに留意します。

---

\*1 障害等により情報の取得が困難な者に対して、代替手段を用いて情報を提供すること。

また、発達障害\*<sup>2</sup>、難病、高次脳機能障害\*<sup>3</sup>、盲ろう等について、市民の更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図ります。

さらに、適切な役割分担の下、県、近隣都市、民間団体等と連携し、本市の実情に即した支援の実施を図ります。

#### ④ アクセシビリティの向上

障害者基本法第2条においては、障がい者を「障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義しており、障がい者が経験する困難や制限が障がい者個人の障害と社会的な要因の双方に起因するという視点が示されています。

このような視点を踏まえ、障害の有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら、安心して生活できるようにするため、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している、事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフト、ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティ\*<sup>4</sup>の向上を図ります。

特に、障害を理由とする差別は、障がい者の自立又は社会参加に深刻な悪影響を与えるものであり、社会全体において、その解消に向けた取組が行われる必要があります。このため、平成25年（2013年）に制定された障害者差別解消法及び平成25年（2013年）に改正された障害者雇用促進法に基づき、地方公共団体や障がい者団体を始めとする様々な主体の取組との連携を図りつつ、事業者・事業主や市民一般の幅広い理解の下、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を積極的に推進します。

あわせて、社会全体でのバリアフリー化を推進する観点から、積極的な広報・啓発活動に努めるとともに、企業、市民団体等の取組を積極的に支援します。

#### ⑤ 総合的かつ計画的な取組の推進

障がい者が必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、国、県、近隣都市、事業者等との適切な連携及び役割分担の下で、障がい者施策は立案及び実施されなければなりません。

また、効果的かつ効率的に施策を推進する観点から、高齢者施策、医療関係施策、子ども・子育て関係施策、男女共同参画施策等、障がい者施策に関係する他の施策・計画等との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図ります。

---

\* 2 障害者基本法等においては、「精神障害（発達障害を含む）」とされている。

\* 3 交通事故や病気などによる脳への損傷に基づく後遺症により、記憶、注意、遂行機能、社会的行動などの認知機能（高次脳機能）が障害された状態を指し、器質性精神障害として位置付けられる。

\* 4 施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

## 第2章 障がい者施策の実施状況（第3次障害者計画の進捗状況）

平成27年（2015年）度から令和2年（2020年）度までの6か年を実施期間とする第3次伊丹市障害者計画について、9つの分野別施策に取り組みましたが、その実績や課題について以下の通りまとめます。

### ① 生活支援

基本的方向	主な実績	残った課題・新たな課題
1. 身近な相談支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>基幹相談支援ネットワークが相談支援の中核的役割を担うとともに、相談支援体制の評価・分析を行い、将来の在り方を検討しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基幹相談支援センターのあり方について引き続き検討します。</li> </ul>
2. 精神障がい者在宅サービス等整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立支援協議会の中に設置した地域生活支援拠点検討会において、現状の把握と課題の共有を図りました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人、家族の高齢化に伴う緊急時対応や、複雑化したケースへの対応について、社会資源が十分でなく、検討を要します。</li> </ul>
3. 知的障がい者・精神障がい者の高齢化に対応した在宅サービスの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢障がい者の事例検討を実施しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、高齢障がい者の課題について検討します。</li> </ul>
4. 在宅サービス・日中活動系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療的ケア児の実態把握を行い「医療的ケア☆サポートハンドブック」を作成しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重症心身障がい児の利用可能な児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業所数が、対象児童へのサービス供給体制として十分ではない状況です。</li> </ul>
5. 障がい児支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療的ケア児等コーディネーターを中心とし、他機関との連携を図るとともに、市立こども発達支援センター内での相談・療育・診療の各部門の連携を強化し、医療的ケアが必要な子どもへの療育支援体制を整えました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療的ケアの必要な子どもへの支援の充実を図ります。</li> </ul>
6. 発達障がい者への理解促進と支援策の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>伊丹市障害者地域自立支援協議会に設置している発達障害支援検討会において大学教授を招いての教育現場での取り組みの学習を通じ、発達障がいを持つ学生への支援策の検討を行いました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、「発達障害支援検討会」において、発達障がいの方への支援策の検討を行います。</li> </ul>
7. 福祉用具の研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣市の動向や当事者のご意見を参考にし、実際の商品の価格調査も行い、ガイドラインについて必要な見直しの検討を行いました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国、近隣市の動向を適切にとらえ、また当事者団体のご意見も参考にし、日常生活用具の品目追加等検討していきます。</li> </ul>
8. 人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援事業所連絡会や地域移行調整会議等において、事例検討を行い、障がい者本人やその家族に関わる人材の質の向上を図りました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉に関わる人材不足は続いており、引き続き、市内事業所と協力して「障害福祉の仕事の魅力」などを情報発信する必要があります。</li> </ul>

## ② 保健・医療サービスの充実

基本的方向	主な実績	残った課題・新たな課題
1. 乳幼児健診の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>乳幼児健診を行い、疾病や障害の早期治療、早期療育につなげるための早期発見に努めました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、乳幼児健康診査において疾病や障がいの早期発見に努め、早期治療・早期療育につなげ、親子及び家庭への適切な支援を目指します。</li> </ul>
2. 訪問看護利用者負担額の軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>重度身体障害者（児）訪問リハビリ利用料助成制度を令和 2 年度に導入しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重度身体障がい者の訪問看護支援については、今後も近隣市の状況を踏まえて検討します。</li> </ul>
3. 障がい者理解の促進、人材確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療との連携については個別ケースごとのサービス担当者会議等を通じて連携に努めました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療と障害福祉の連携の土壌づくりに向けた、定例的な会議の開催に向け調整します。</li> </ul>
4. いたみ健康づくり大作戦の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>口腔保健センターの公共施設化を図りました。障がい者（児）に歯科治療及び予防措置を実施しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、障がい者（児）に歯科治療及び予防措置を安定的に実施します。</li> </ul>

## ③ 教育・文化芸術活動・スポーツ等

基本的方向	主な実績	残った課題・新たな課題
1. インクルーシブ教育・保育体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>チューリップ学級・通常学級・特別支援学級児への支援を充実しました。</li> <li>保育士研修の充実、人材確保に努めました。</li> <li>サポートファイル・個別の教育支援計画「ステップ★ぐんぐん」の様式を改訂し、市内全学校園、保育所（園）に通知し、さらなる普及に努めました（特別支援学級における作成率は100%。通常学級で支援が必要と思われる子どもの作成率は58.2%）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>チューリップ学級在籍児への具体的な支援方法を学び、引き続き実践します。</li> <li>支援の必要な子どもへの園内支援体制をさらに検討します。</li> <li>通常学級における特別な支援を要する児童生徒の保護者に対し、サポートファイル・個別の教育支援計画「ステップ★ぐんぐん」の作成及び活用についてさらに啓発します。</li> </ul>
2. 障がい者スポーツの振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界大会等に出場した障がい者スポーツ選手に助成しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、世界大会をはじめ全国大会等に出場する選手への大会助成金制度に取り組みとともに、障がい者スポーツ選手等への周知を図ります。</li> </ul>
3. 障がい者アートの振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>造形活動のきっかけとなる鑑賞活動支援として、美術館の減免を実施しました（31年度1月末時点で906名）。</li> <li>文化振興課所管施設において施設使用料の減免を行いました。（29年度41件、30年度66件、31年度164件）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「アール・ブリュット」等のアーティスト発掘には至りませんでした。</li> </ul>



#### ④ 雇用・就業・経済的自立の支援

基本的方向	主な実績	残った課題・新たな課題
1. 障がい者雇用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市職員法定雇用率を達成しました(2.81%)。</li> <li>障がい者就労チャレンジ事業を実施し、事業利用者の中から就職につながる人も出てきました。</li> <li>職場定着に向けて就労サポーターを地域生活支援センターに配置し、職場で起こった問題に早期に対応しました。一貫した支援が行えるように、就労移行支援検討会での検討や伊丹しごとネットを通じて連携を強化しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、法定雇用率を達成できるよう、障がい者を対象とした採用試験を実施します。</li> <li>障がい者就労チャレンジ事業の利用者がすべて一般就労に移行できているわけではないため、課題の整理を更に進めます。</li> <li>就労した後も様々な要因で離職するケースが続いており、就労支援だけでなく生活支援を併せて行う必要があります。</li> </ul>
2. 福祉的就労の 工賃向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>市役所地下売店(共同店舗)を実施(10施設)しました。また、年間イベントスケジュールを作成し商品販売の強化を図りました。</li> <li>市役所各所属と、市内障害者就労施設の情報交換会(お見合い会)を実施しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、共同店舗を実施し、商品販売の強化を図ります。</li> <li>情報交換会のあり方について、より実りあるものとするための検討が必要です。</li> </ul>

#### ⑤ 生活環境

基本的方向	主な実績	残った課題・新たな課題
1. 住宅の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループホームに係る新規開設サポート補助(6年間で5箇所整備)を行いました。</li> <li>既存の公営住宅バリアフリー化改修を実施(7カ所)し、障がい者世帯への応募優先枠を設けました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループホーム提供可能な住戸を選出しましたが、周囲の同意を得られなかった案件もありました。</li> </ul>
2. 公共施設のバリア フリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例や規定に基づきユニバーサルデザインを取り入れた施設整備を実現しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設利用者の多様化、施設の複合化で施設用途が多様になる中での利用者ニーズに応じた対応が必要です。</li> </ul>
3. 障がい者に配慮した まちづくりの総合的 な推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユニバーサル社会づくり推進地区として、伊丹サンロード地区が指定されました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>さらなる事業の推進のために、関係部署と検討が必要です。</li> </ul>

## ⑥ 情報アクセシビリティ

基本的方向	主な実績	残った課題・新たな課題
1. 行政情報の バリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚、視覚障がい者用「福祉の手引き」をホームページで公開。音訳版の内容を更新しました。</li> <li>・HP担当者向けアクセシビリティ研修を実施しました。</li> <li>・閲覧支援ソフト「やさしいブラウザ」をクラウド版に更新しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度ホームページの刷新に伴う、誰もがホームページから情報を取得しやすい環境の構築を図ります。</li> <li>・刊行物の内容の刷新等に努め、情報提供に活用します。</li> </ul>
2. 情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設のバリアフリー化情報について、ホームページに情報を掲載しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の利用者にとって、より必要な情報を提供するために施設所管課が情報提供および情報更新できないか検討が必要です。</li> </ul>
3. コミュニケーション 支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話奉仕員養成基礎講座、要約筆記啓発講座、朗読ボランティア講座などを実施しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中途失聴者対象の「読話」「手話」教室の開催を目指します。</li> </ul>

## ⑦ 安全・安心

基本的方向	主な実績	残った課題・新たな課題
1. 防災・防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区ボランティアセンターの活性化。</li> <li>・13 小学校区の自治協議会、社会福祉協議会1 団体及び 5 自治会との間で「個人情報の取り扱いに関する協定書」を締結し、避難行動要支援者の名簿情報を提供しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア等の新たな担い手の確保が課題です。</li> <li>・名簿を提供している避難支援関係者以外からも、避難行動要支援者名簿の理解を得ることが必要です。</li> <li>・避難所開設訓練等を通じて、作成したマニュアルの周知及び福祉避難所の設置・運営訓練の実施が必要です。</li> </ul>
2. 消費者トラブルの防 止及び被害からの 救済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者団体4 団体において消費生活センターの出前講座を受講し、150 名参加しました。</li> <li>・消費者トラブルに巻き込まれた障がい者について、支援者と消費生活センターの連携により、トラブルを解消できました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援従事者等に対して消費者問題や消費者トラブルに関する知識向上を図っていきます。</li> </ul>

## ⑧ 差別の解消及び人権擁護

基本的方向	主な実績	残った課題・新たな課題
1. 障がい者理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民手話講座講師派遣事業を実施し、幅広い年齢層からの派遣依頼に対して講師を派遣しました。</li> <li>介護保険事業所、障害福祉サービス事業所職員を対象に障がい者理解に向けた研修会を実施しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者グループホーム建設にあたり、依然として障がい者への理解が広まっていない現状が伺えます。理解を広めるために関係機関との検討が必要です。</li> </ul>
2. 障害者差別解消法を生かすための取り組み実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害福祉サービス事業所において、合理的配慮等に関する職員研修を実施しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者差別解消法の施行から数年が経過し、施行当初に比べると意識の低下の可能性が考えられ、普及啓発に取り組む必要があります。</li> </ul>
3. 障害者虐待防止体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>隔年で障害者虐待防止フォーラムを実施しました。</li> <li>平成 30 年度から開始した障がい者当事者向けの虐待防止研修を実施しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民、障がい当事者へ障害者虐待防止についてさらなる広報、啓発ができる方法を検討します。</li> </ul>

## ⑨ 行政サービス等における配慮

基本的方向	主な実績	残った課題・新たな課題
1. 市職員等における障がい者理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者差別解消法について人権研修に位置づけ、職場研修を実施しました。</li> <li>平成 30 年度からは職員向け手話研修を年に 4 回実施しました。</li> <li>システム機器（伊丹市 Web119→伊丹市 Net119）の更新に伴い、説明登録会を実施。案内の HP も変更し、利用促進を図りました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民手話講座講師派遣事業における医師会、歯科医師会へ参加の呼びかけを行います。</li> <li>Net119 機器の利用を必要とする対象者の把握と未登録者の解消を目指します。</li> </ul>
2. 選挙等における配慮等	<ul style="list-style-type: none"> <li>投票事務の手引きへの手話表記を行いました。</li> <li>選挙公報音声版のカセット版から DAISY 版への変更や代理投票の際の氏名掲示の改善等サービスの拡充について周知を進めました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>視覚障がい者の支援制度の更なる周知、知的障がい者への候補者が訴える主張の理解のサポートが必要です。</li> </ul>
3. 司法手続き等における配慮等	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域生活定着支援センターとの連携により犯罪を犯した障がい者の地域生活の支援を実施しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、関係機関等と連携し累犯障がい者等の地域生活の支援に取り組みます。</li> </ul>

# 計画の施策体系

## 【分野別施策】

## 【施策の基本的方向】

1 生活支援	<ul style="list-style-type: none"><li>① 身近な相談支援体制の整備</li><li>② 精神障がい者在宅サービス等整備</li><li>③ 知的障がい者・精神障がい者の高齢化に対応した在宅サービスの整備</li><li>④ 在宅サービス・日中活動系サービスの充実</li><li>⑤ 障がい児支援の充実</li><li>⑥ 発達障がい者への理解促進と支援策の検討</li><li>⑦ 福祉用具の研究</li><li>⑧ 人材の育成・確保</li><li>⑨ 保健福祉分野における関連計画との連携</li></ul>
2 保健・医療サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"><li>① 乳幼児健診の充実</li><li>② 訪問看護・訪問リハビリの利用促進</li><li>③ 医療と障害福祉の連携</li></ul>
3 教育・文化芸術活動・スポーツ	<ul style="list-style-type: none"><li>① インクルーシブ教育・保育体制の整備</li><li>② 障がい者スポーツの振興</li><li>③ 障がい者アートの振興</li></ul>
4 雇用・就業・経済的自立の支援	<ul style="list-style-type: none"><li>① 障がい者雇用の促進</li><li>② 福祉的就労の工賃向上</li></ul>
5 生活環境	<ul style="list-style-type: none"><li>① 住宅の確保</li><li>② 公共施設のバリアフリー化の推進</li><li>③ 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進</li></ul>
6 情報アクセシビリティ	<ul style="list-style-type: none"><li>① 行政情報のバリアフリー化</li><li>② 情報提供の充実</li><li>③ コミュニケーション支援の充実</li></ul>
7 安全・安心	<ul style="list-style-type: none"><li>① 防災・防犯対策の推進</li><li>② 消費者トラブルの防止及び被害からの救済</li><li>③ 感染症対策の推進</li></ul>
8 差別の解消及び権利擁護	<ul style="list-style-type: none"><li>① 障がい者理解の促進</li><li>② 障害者差別解消法を活かすための取り組み実施</li><li>③ 障害者虐待の防止</li><li>④ 成年後見制度の利用促進</li></ul>
9 行政サービスにおける配慮等	<ul style="list-style-type: none"><li>① 市職員等における障がい者理解の促進</li><li>② 選挙等における配慮等</li><li>③ 司法手続等における配慮等</li></ul>

## 第3章 分野別施策の展開

### 1 生活支援

障がい者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう関係機関が連携し、障害福祉サービス等による生活支援を行います。

#### ① 身近な相談支援体制の整備

##### 【課題】

- ・相談内容が複雑多岐にわたり、相談員に高度な対応力が求められる場面が増えている。

【当事者団体の声】※令和2年7月21日に開催した計画策定に向けた当事者団体ヒアリング会でのご意見等です。

- ・障害を持つ立場で相談できる、ピアカウンセラーを更に活用して欲しい。

##### 【施策の基本的方向】

- 市障害福祉課、こども福祉課、あすぱる（市立児童発達支援センター）、4 委託相談支援事業所を基幹相談支援ネットワークとして協力し合う体制をとっています。このネットワークの機能強化について検討します。
- サービス等利用計画の安定・継続的作成、地域定着支援の推進に向けて、相談支援専門員の人材確保に努めるとともに、さまざまな障害種別に対応し、当事者の支援の必要性に的確に対応する「相談員の質の確保」を図ります。
- 障がい者同士が当事者目線で相談を受け、アドバイスを行うピアカウンセリングは、重要かつ有効な活動であり、相談活動の継続及び活用を図ります。

---

※注 このページ以降の【当事者団体の声】については、令和2年7月21日に開催した計画策定に向けた当事者団体ヒアリング会でのご意見等を掲載しています。

## ② 精神障がい者在宅サービス等整備

### 【課題】

- ・精神障がい者の緊急一時預かり等の社会資源整備

### 【当事者団体の声】

- ・精神障がい者は自分から希望を伝えたり相談することが苦手なので、アウトリーチ型で支援して欲しい。
- ・精神障がい者とその家族の高齢化に伴う緊急時対応や 24 時間対応窓口を作って欲しい。

### 【施策の基本的方向】

- 精神障がい者のアウトリーチ型支援については、地域包括ケアの取組を進める中で、関係機関とのネットワークを構築し、きっかけづくりができるよう支援していきます。
- 夜間・休日等の相談、ショートステイ受入先の確保、緊急時ニーズへの対応等、地域生活支援拠点の機能充実を図る中で、実施に向けた検討を行います。既存の高齢者施設、障害者施設、医療機関の活用についても考えていきます。

## ③ 知的障がい者・精神障がい者の高齢化に対応した在宅サービスの整備

### 【課題】

- ・知的・精神障がい者の高齢化に対応したサービス提供体制の整備

### 【施策の基本的方向】

- 高齢化に対応した、日中活動の場、住まいの場のあり方について検討を進めます。既存の介護保険施設やサービス、既存の障害福祉施設における高齢化に対応したサービス提供体制の整備を図ります。

#### ④ 在宅サービス・日中活動系サービスの充実

##### 【課題】

- ・短期入所施設の空床が少なく、緊急時対応がスムーズにいかないケースがある。
- ・医療的ケアを必要とする障がい者を介護する家族の負担軽減のために障害福祉サービスを提供するには支援人材の確保が不可欠だが、慢性的な人材不足が続いている。また、医療との連携が取りにくい。
- ・特別支援学校卒業後の進路選択に向けて在学中の就労アセスメントの実施を継続。

##### 【当事者団体の声】

- ・緊急時の預かり先に困っている。いざという時、必ず子どもを預かってもらえるところがあれば安心。
- ・障がい者と家族の孤立防止のため、定期的な声かけがあればありがたい。

##### 【施策の基本的方向】

- 訪問系及び日中活動系サービスについて、相談支援事業所と連携を図り、ニーズに沿った支給決定を行います。
- 医療的ケアを要する方々が地域や家庭で生活することができるよう、医療との連携に取り組みます。
- 特別支援学校等に在学中から就労アセスメントを受けられる体制整備に努め、スムーズに就労継続支援B型事業所等の進路に進めるよう支援します。
- 緊急時対応については地域生活支援拠点整備、孤立防止のための取り組みについては地域包括ケアの取り組みを進める中で検討していきます。

## ⑤ 障がい児支援の充実

### 【課題】

- ・乳幼児期から学齢期、青少年期までの子どもの成長に応じた関係機関との連携や多様なニーズに応じた支援の展開。
- ・医療的ケア児等コーディネーター（※）を中心とした連携の強化。医療的ケアの必要な子どもの支援の充実。

### 【当事者団体の声】

- ・放課後等デイサービス事業においては、個々への対応が難しく、一律の対応、活動になっていることが多い。障害の種別や傾向などで似たような子どもが利用している等の情報があれば、事業所を選択しやすくなるのではないか。
- ・市立こども発達支援センターで視覚障がい児の訓練を実施して欲しい。

### 【施策の基本的方向】

- 0歳から18歳までおよび18歳以降の切れ目のない支援のために、引継ぎ等を活用した縦断的な連携と、保育所等訪問支援事業や地域巡回支援などを活用し、子どもが利用している教育保育機関と福祉サービス、医療機関などをつなぐ横断的な連携の強化を図ります。
- 障害の状況とニーズを的確に把握し、その子どもに応じた療育を行い、必要に応じて専門機関に繋がります。
- 医療的ケアが必要な子どもへの療育支援体制の推進を図ります。
- 発達に支援が必要な子どもが、地域社会で健やかに成長することができるよう、子どものライフステージにあわせて総合的かつ一貫して支援する仕組みづくりを進めます。
- 子どもの発達や障害に関する啓発活動や情報発信を通じて、広く市民の理解促進を図ります。
- 児童発達通所支援のサービスについて、相談支援事業所と連携を図り、必要性等を検討し、発達に支援が必要な児童とその保護者のニーズに沿った支給決定を行います。

#### ※医療的ケア児とは

医学の進歩を背景として、新生児集中治療室等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童。

#### ※医療的ケア児等コーディネーターの役割

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担います。



## ⑥ 発達障がい者への理解促進と支援策の検討

### 【課題】

- ・発達障がい者は、大学進学や一般就労すること等で支援が中断することがある。
- ・発達障がい者への支援策の検討、当事者活動の活性化・後方支援を課題の一つとして継続して取り組む必要がある。

### 【施策の基本的方向】

- 伊丹市障害者地域自立支援協議会の「発達障害支援検討会」における勉強会開催等を通じ、支援のノウハウの蓄積や障害特性理解を深めていくとともに、発達障がいの方への支援策の検討、当事者活動の活性化・後方支援を課題の一つとして取り組みます。
- 研修や講座等により発達支援に関する情報発信を行います。

## ⑦ 福祉用具の研究

### 【当事者団体の声】

- ・価格や耐用年数の変更、品目の追加等を引き続き検討して欲しい。

### 【施策の基本的方向】

- 日常生活用具給付等事業の適正実施を進めます。国、近隣都市の動向を適切にとらえ、当事者団体のご意見を参考に、日常生活用具の品目見直し等検討していきます。

## ⑧ 人材の育成・確保

### 【当事者団体の声】

- ・障がい者が安心して暮らしていけるよう、それを支援する人が健康でやりがいを持って仕事ができる環境を整備して欲しい。

### 【施策の基本的方向】

- 地域生活支援拠点整備において、専門性を有する人材の育成と確保及び事業所を超えた連携体制を構築し、支援者を支える体制づくりに向けた取り組みを進めます。
- 「障害福祉の仕事の魅力」や「蓄積した支援ノウハウ」について、市内事業者が情報発信する機会について、市報で周知を図るなどの後方支援とともに、さらなる発信方法について検討していきます。

⑨ 保健福祉分野における関連計画との連携

【課題】

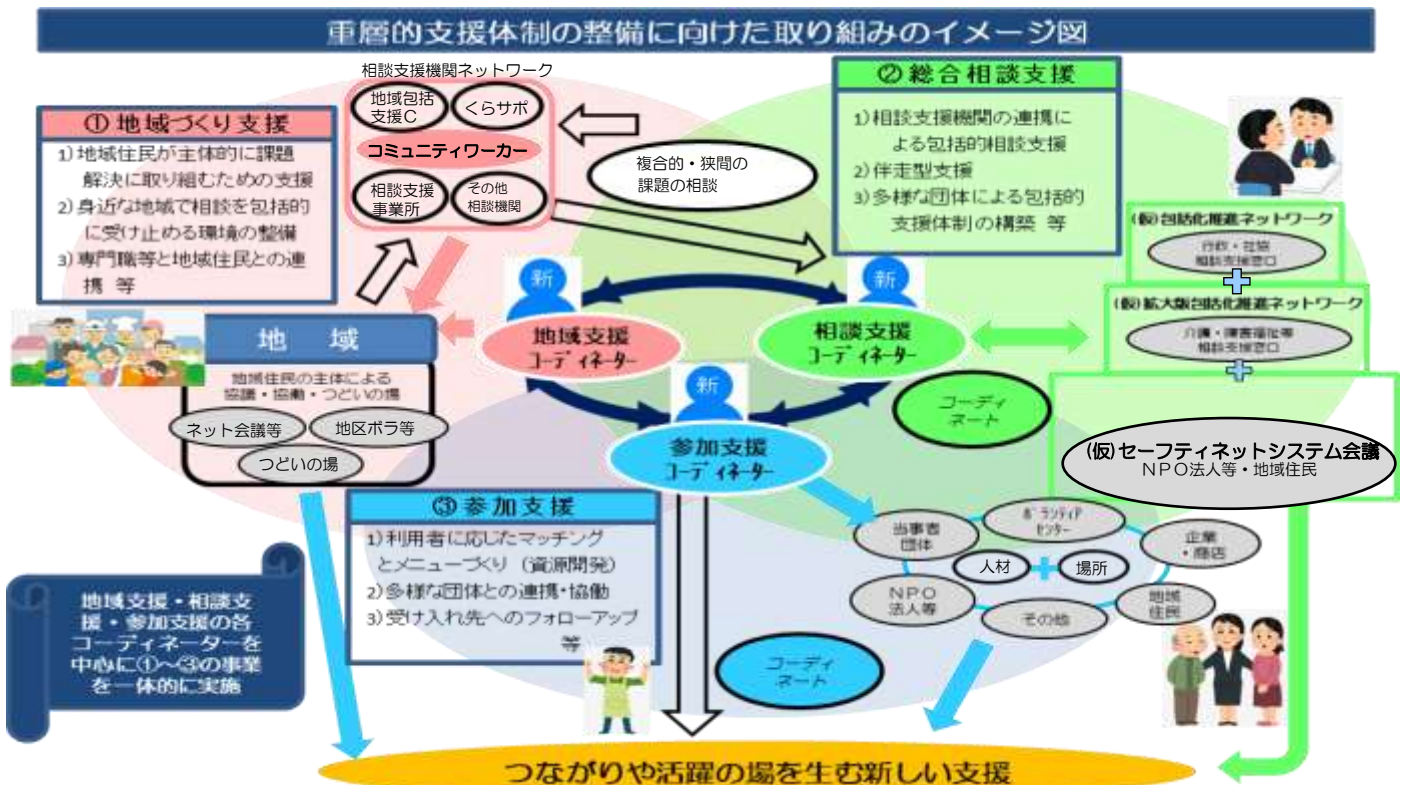
- ・親が80代、子が50代になり、親子で生活に困窮する「8050問題」など、地域の課題は複雑多様化しており、対応が求められている。
- ・令和2年6月の社会福祉法改正を受け、「断らない相談支援」、「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が国において令和3年度より新たに創設。市においても整備する必要がある。

【当事者団体の声】

- ・障がい者が高齢化した際、介護保険制度に移行することにより、従来通りのサービスが受けられるか不安がある。

【施策の基本的方向】

- 伊丹市地域福祉計画（第3次）において重層的支援体制整備に向けた移行準備事業を実施予定です。複合的課題や制度の狭間のケースに対し、多機関連携による包括的な相談支援を実施するとともに、身近な地域で相談を包括的に受け止める環境を整備するための地域づくりに向けた支援や社会資源の調整や開発等により社会参加につなげるための支援を一体的に実施します。
- 障害福祉サービスから介護保険サービスへの円滑な移行のため、引き続き、各分野の当事者が連携し、必要なサービスを提供できるよう調整等を行います。



出典：伊丹市資料

## 2 保健・医療サービスの充実

障がい者が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、相談・助言の充実を図るとともに、予防・治療が可能である障害の原因となる疾病等について、早期発見に努めるとともに、適切な保健・医療サービスの提供を促進します。

### ① 乳幼児健診の充実

【当事者団体の声】

・乳幼児健診で発達の遅れや障害の可能性を指摘された際の親のショックは大きい。医師等の専門的な指導だけでなく、先輩の母親の体験談やアドバイスを聞けたら役に立つと思う。

【施策の基本的方向】

○乳幼児健診において疾病や障害の早期発見により、早期治療、早期療育につなぐ体制の充実に努めます。

### ② 訪問看護・訪問リハビリの利用促進

【当事者団体の声】

・訪問看護の利用者負担の軽減について検討してほしい。

【施策の基本的方向】

○令和2年度より重度身体障害者（児）訪問リハビリ利用料助成制度が新たに導入されました。訪問看護・訪問リハビリの利用促進に向けて、負担額軽減制度や医療機関の周知に努めます。

### ③ 医療と障害福祉の連携

【当事者団体の声】

- ・精神障がい者は、親が勧めても引きこもり等で特定健診になかなか行けない。アプローチの仕方を考えてほしい。
- ・障がい者が急病になった時に救急搬送先を探すのに苦労する。

【施策の基本的方向】

○身近な地域での受診が可能になって欲しいという障がい者のニーズ等、本市における障がい者への医療提供体制の課題について、障害福祉担当課・保健担当課と医療関係者との連携を図り、意見交換を行います。

### 3 教育・文化芸術活動・スポーツ等

障害の有無によって分け隔てられることなく、市民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障がいのある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を、可能な限り、障がいのない児童生徒と共に受けることができるよう配慮しつつ、教育内容・方法の改善充実等を図ります。また、障がい者の文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーション活動を支援します。

#### ① インクルーシブ教育・保育体制の整備

【当事者団体の声】

- ・サポートファイル・個別の教育支援計画「ステップ★ぐんぐん」(※)の活用が不十分。教育だけでなく、成人になっても活用できるような仕組みを検討して欲しい。紙媒体だけでなく、データ、USB等で保存ができれば、様々な関係機関でサポートできる。
- ・進級・進学について、親に入る情報がとても少ない。
- ・障がいのある児童・生徒の普通学級への通学について、当事者の要望に応えられる体制を作って欲しい。
- ・障がい児に関わる先生や市職員の知識や子ども、親への接し方が人によって差がある。障がい児と関係性が築けた頃に担当者が異動になることもある。安定した支援が継続できる体制にして欲しい。

【施策の基本的方向】

- 家庭・教育・福祉において支援目標や支援方法を共有し、地域で一貫した支援が行えるよう、連携に努めます。
- サポートファイル・個別の教育支援計画「ステップ★ぐんぐん」の作成を促進するとともに、進路先への移行をスムーズに行うための活用や、就労に関わる関係機関との連携における活用など有効な活用方法について研究と研修を進めます。
- 研修等を通じて、職員の専門的知識の習得や実践的指導力の向上を目指し、市内就学前施設における質の高い幼児教育・保育の推進を図ります。
- 公立保育所(園)、こども園、幼稚園、私立保育園(統合保育事業実施園)の担当者が、合同担当者会議(にじいろ保育担当者会議)を行い、各園の状況把握や共通認識、情報交換等を行い、就学前施設としてのインクルーシブ教育・保育の推進を図ります。
- 幼児教育センター主催の「にじいろ保育(インクルーシブ教育・保育)」についての研修機会を設け、公私立の就学前施設職員やこども発達支援センター職員を対象に、共通理解を図り専門的知識の向上を目指します。

- インクルーシブ教育システム（※）の構築及び推進を図ります。
- 通常学級における支援を要する児童生徒への支援を充実します。
- 特別支援学級における児童生徒への支援を充実します。
- 医療的ケアが必要な児童生徒への支援体制について、研究していきます。
- 児童が個々の特性に応じた支援のもと、安全で安心して児童くらぶで過ごせるよう加配指導員等の人材確保に努め、指導員研修を通じて質の向上を図ります。

#### ※サポートファイル・個別の教育支援計画「ステップ★ぐんぐん」

平成 21 年 4 月より策定を開始しました。発達による課題があり、特別な支援が必要な子どもの自立と社会参加を促進するために、一人ひとりのニーズを正確に把握し作成される個別支援計画を経年で綴じていき、家庭との連絡、引き継ぎ、他機関との連携に活用する。長期的な視点による乳幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫して的確な支援を行うことを目的としています。

#### ※インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者とない者が共に学ぶ仕組み。（障害者の権利に関する条約第 24 条）

## ② 障がい者スポーツの振興

### 【当事者団体の声】

- ・市内でスポーツの大きな活動や催しをしている団体の情報を周知して欲しい。
- ・障がい者スポーツ協会への精神障がい者の参加が少ない。
- ・スポーツはリハビリにつながるので、市内や近隣市の施設情報をホームページや窓口でも伝えて欲しい。

### 【施策の基本的方向】

- 世界大会をはじめ、全国大会等に出場する選手に対する大会助成金制度を継続して実施し、障がい者スポーツへの周知を図ります。
- スポーツを通じた交流、障害者スポーツクラブのネットワーク作り等に取り組む障害者スポーツ協会と連携を図り、障がい者スポーツの啓発や情報発信を行うとともに活動を支援します。
- 障害者福祉センターのフィットネスルーム、3階大集会室、プールなど貸館事業により、障害者スポーツクラブや障がい児・者の体づくり、リハビリテーション活動を支援します。

### ③ 障がい者アートの振興

#### 【当事者団体の声】

- 多くの場合、「健康促進」「余暇の向上」のためにスポーツや絵画などの芸術に親しむことが多い。ただ体を動かすこと、絵や音を楽しめる場所、場合によっては教育的な場（SST（※）、文化教室的なもの）があればと思う。
- 障がい者の芸術や文化の発表の場が障がい者の集まりの場だけではなく、一般の人の中で見られたらよい。
- プロのアーティストが本気で障がい児者に向き合ってコラボした作品を美術館で年1回くらい展示してはどうか。例えば、重度の心身障がい者は自分で何かすることはできないが、毎日歯ブラシで歯を磨くが緊張が強く歯ブラシがすぐにダメになる。ダメになった歯ブラシを1年分アーティストに展示してもらい、噛む力の強さ＝生命力の強さ、「生きているってすごい」ということを見てもらいたい。

#### 【施策の基本的方向】

○障がい児・者作品展を継続して開催します。

○障がいのある人の絵画や陶芸等の造形活動や音楽・ダンス等の舞台芸術活動を広く市民に知ってもらう場の確保やその魅力の発信等、障がい者の文化芸術活動を支援します。

#### ※SST

社会生活技能訓練（Social skills training）。社会で生活する上で必要な技術（ルールやマナー、コミュニケーションスキルなど）を習得するためのトレーニング。

## 4 雇用・就業・経済的自立の支援

障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する人にはできる限り一般就労できるように、一般就労が困難である人には就労継続支援事業所等を利用できるように、総合的な支援を推進します。

### ① 障がい者雇用の促進

#### 【課題】

- ・障がい者本人と企業の両者を取り持つ細やかなサポートが必要。

#### 【当事者団体の声】

- ・在学中から就労後の課題（職場、生活上の問題）を学び、将来に向けて必要なスキルを親子共に身に付ける機会が必要。

#### 【施策の基本的方向】

- 一般企業等への就職を目的に、本市において障がい者を会計年度任用職員として雇用し、短期間の業務を経験する「障がい者就労チャレンジ事業」について、就労先を拡大させ、引き続き実施します。
- 本市は民間企業に率先垂範して障がい者の雇用を進める立場であることを踏まえ、障害者雇用促進法に基づく法定雇用率の達成を引き続き図ります。
- ハローワークや地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、伊丹市地域生活支援センター、商工会議所等が密接に連携し、職場実習の推進や雇用前の支援から雇用後の職場定着までの一貫した支援を実施します。
- 障害特性に応じた企業側の業務の切り出しやマッチングの成功事例の集積を継続していきます。
- 一般企業での障害者雇用の促進のため、企業の障害者理解の促進を図るとともに、兵庫労働局と締結した雇用対策協定に基づき、ハローワーク等が実施する事業を協働して推進します。

## ② 福祉的就労の工賃向上

### 【課題】

- ・障害者優先調達推進法に基づく障害者就労施設からの調達について、庁舎内や自治会と障害者就労施設の情報交換会（お見合い会）を実施している。今後新たな受注の確保に向けた検討が必要。

### 【当事者団体の声】

- ・市内の事業所から障がい者が行える仕事をまわしてもらえるような呼びかけも必要ではないか。

### 【施策の基本的方向】

- 市内障害者就労施設等の販路拡大に向けた支援（市役所庁舎内に共同店舗を開設）や共同受注ネットワークの活性化等、工賃向上に向けた取り組みを行います。また、共同受注窓口および販路拡大のための効果的な宣伝方法について検討し、取り組みます。
- 障害者就労施設等の提供できる物品やサービスの優先購入（調達）を推進します。また、市内の障害者施設の提供できる役務等の認知度を高めるための方策を引き続き実施します。



## 5 生活環境

障がい者の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障がい者のための住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、障がい者に配慮したまちづくりに努めます。

### ① 住宅の確保

#### 【課題】

- ・ 重度障がい者向けのグループホームが少ない。
- ・ 重度の知的障がい者の高齢化問題において、親亡き後の住まい・生活の場の確保が必要。
- ・ 入院中の精神障がい者の地域移行に向けた生活の場の確保が必要。

#### 【施策の基本的方向】

- 公営住宅を活用したグループホームの他、重度の知的障がい者や精神障がい者に対応できるグループホームなど、障がい者グループホームの整備を促進します。
- 既存の市営住宅について、バリアフリー化改修を促進し、障がい者向け住戸の供給を引き続き行います。
- 障がい者が住み慣れた住居で住み続けることを可能にするため、日常生活用具の給付、住宅改修、改造に対する支援を引き続き行います。

### ② 公共施設のバリアフリー化の推進

#### 【課題】

- ・ 利用者が多様化していることに加え、施設の複合化等で施設用途も様々になる中で、施設の新設及び改修時に、利用者のニーズに対応した設備を選択する必要がある。

#### 【当事者団体の声】

- ・ 新庁舎のユニバーサルデザインについて。視覚・聴覚・身体障がい者が集まって検討した会は多くの気づきがあった。当事者の意見を反映した使いやすい新庁舎が、障がい者への理解を深めるきっかけになればよいと思う。

#### 【施策の基本的方向】

- 施設の新設や改修時には、福祉のまちづくり条例やその他の基準規定に基づき、「乳幼児から高齢者までだれもが使いやすい施設」として整備を推進します。

### ③ 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進

#### 【課題】

- ユニバーサル社会づくり推進地区（※）の指定（伊丹サンロード地区）はできたが、その後の障がい者に配慮したまちづくりの推進をさらに進めるために関係部署との検討が必要。
- 駅周辺のトイレ等のバリアフリー化が必要。

#### 【当事者団体の声】

- 歩道が狭い。歩道と車道の接続部分の角度が急で危険な箇所がある。
- 自転車専用道路が整備され、車いす利用者にとってはありがたい。
- 阪急伊丹駅周辺に設置されている音声誘導が利用されていない。視覚障がい者誘導用道路横断帯（エスコートゾーン）を設けて欲しい。

#### 【施策の基本的方向】

○ JR・阪急伊丹駅周辺の音声誘導装置など、障がい者の利用に配慮した公共施設・交通機関の整備を進めます。

#### ※ユニバーサル社会づくり推進地区

市町と住民、団体、事業所等が協働して、道路や施設のバリアフリー化などの「ハード整備」や、高齢者、障がい者等の社会活動への参画などの「ソフト事業」に取り組む市町の区域を兵庫県が指定。

（令和2年10月現在、県内35市町35地区が指定されています。）

## 6 情報アクセシビリティ

障がい者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報通信における情報アクセシビリティ（利用のしやすさ）の向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等を推進します。

### ① 行政情報のバリアフリー化

【当事者団体の声】

- ・視覚障がい者用の福祉のてびきについて、デイジー（※）録音しているものをホームページでも取得できるようにしてほしい。
- ・市ホームページについて。視覚障がい者が理解できるよう配慮してほしい。

【施策の基本的方向】

- 案内・情報発信を行う際には、聴覚、視覚、知的障がい者への配慮を心掛けます。
- 手話言語条例に基づき、手話や聴覚障害への理解促進に努めます。
- 引き続き、知的障がい者に向けた情報提供の効果的な方策を研究し、本市各所属で共有します。
- ホームページ等記事は、情報アクセシビリティに配慮します。
- 声の広報の継続実施に向け、周知に努めます。

#### ※デイジー（DAISY）

デイジー（DAISY）とは Digital Accessible Information System の略。「アクセシブルな情報システム」と訳される。視覚障がい者や印刷された図書などを読むのが困難な人のために開発された電子図書の国際的な規格です。

デイジー録音図書には音声のデータが含まれ、専用のソフトウェアを使って再生できます。

## ② 情報提供の充実

### 【当事者団体の声】

- ・文字だけでなく、視覚支援、絵や漫画など分かりやすいものを用意してもらえると色々な人に響くと思う。
- ・視覚障がい者は音声以外の情報は触るぐらいでしか分からない。情報提供の方法を市も考慮してほしい。

### 【施策の基本的方向】

- 聴力障がい者に配慮した「文字情報・手話による情報提供」、視覚障がい者に配慮した「点字・音訳による情報提供」、知的障がい者に配慮した「簡易な用語・わかりやすい表現に配慮した刊行物の発行（情報提供）」を充実していきます。
- 市内公共施設のバリアフリー化情報の情報提供をホームページ上で継続実施します。

## ③ コミュニケーション支援の充実

### 【課題】

- ・手話通訳者・要約筆記者の養成。

### 【当事者団体の声】

- ・コロナ禍において、ソーシャルディスタンスを取る中で、離れていても伝えられる手話は優れたコミュニケーション手段だと思う。広報で毎月1つの手話表現を掲載すれば、1年で12個の手話表現が覚えられるのではないか。

### 【施策の基本的方向】

- 遠隔手話サービスの導入を図ります。
- 情報提供、コミュニケーション支援の安定的な実施（人材の確保）のため、手話通訳者、要約筆記者、点字・音訳ボランティア養成研修、啓発講座、手話サロンの開催支援を継続して実施します。

## コラム ★「手話通訳者用透明マスク」

令和2年3月以降、新型コロナウイルス感染症に関する記者会見の様子が連日報道されました。大臣や都道府県知事はマスクを着用していましたが、手話通訳者はマスクを着用せずに通訳に徹していた様子を見られた方も多いのではないのでしょうか。

手話は「顔の表情+口の形+手の動き」でコミュニケーションを可能にするため、マスクを着用しては、聴覚障がい者に正しい情報を伝えることができません。

各市町村は手話奉仕員派遣制度を実施しています。これは聴覚障がい者の申請に基づき、手話通訳者を公費で派遣する制度で、病院、学校の懇談会、講演会、不動産売買の契約など社会生活の様々な場面に派遣されます。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、病院への通訳派遣依頼を受ける手話通訳者にも感染の危険が迫っていました。ある日、一人の通訳者が「病院へ通訳に行く時にこのマスクを使ってもよいか？」と、使い捨てマスクの真ん中にビニールを貼り付け、口元が見えるように改良したマスクを障害福祉課に持参されました。

いいアイデアに感動した通訳派遣コーディネーターである市の設置通訳者が聴力障害者協会の婦人部の会員（聴力障害の当事者）にマスクの写真をメールで送りました。「ろう学校で洋裁や和裁の技術を習得してきた彼女たちなら知恵を貸してくれるはず」と思ったのです。その日の夕方には試作品を市役所に持ってきてくれました。通訳者と聴覚障害の当事者が力を合わせて作成して改良を重ね、作り上げました。この透明マスクは新聞やテレビなどでも報道され、手話について知ってもらうきっかけにもなりました。時間が経つにつれ、口元が見えるフェイスガードなど様々なものが使われるようになり、透明マスクの出番は減りましたが、これを機に手話や聴覚障がい者への理解が深まることを期待しています。



## 7 安全・安心

障がい者が地域社会において、安全・安心を実感しながら生活できるよう、防災・防犯および感染症対策の推進、消費者被害からの保護等を図ります。

### ① 防災・防犯対策の推進

#### 【課題】

- ・地区ボランティアセンターを始めとした地域における多様な住民相互の助け合い活動の更なる推進。ボランティア等の多様な担い手の育成。

#### 【当事者団体の声】

- ・避難行動要支援者について。  
当事者や家族の要望があれば、避難行動要支援者の名簿に入れてほしい。
- ・事前に「どの障害のどの人はどうするか」を決めて、すぐに行動に移せるようにしてはどうか。
- ・福祉避難所のあり方について、まだ発展途上だと思うので、引き続きよりよい方法を探っていく必要がある。
- ・災害時の避難所でのコミュニケーション支援を。
- ・地域の中においてもコミュニケーションや声掛け等、交流も減少している。そのような中で障害者福祉に関わる支援者、介助者、協力者、ボランティアの減少も心配。

#### 【施策の基本的方向】

- 避難行動要支援者名簿の作成及び、地域組織への提供など、災害対策基本法改正の主旨に基づいた取り組みを行うと共に制度の周知を図ります。
- 障害特性に配慮した、避難所対応マニュアルの見直し及び周知を図ると共に、福祉避難所の設置・運営訓練を実施します。
- 視覚・聴覚障がいの方に配慮した避難所のコミュニケーション支援について検討していきます。
- 地域ふれ愛福祉サロン等のつどいの場を中心として、地域で見守りが必要な人の情報共有等を行う場として「(仮)ご近所会」等の開催を促進し、地域における要援護者の把握と顔の見える関係づくりを推進します。

## ② 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

### 【課題】

- ・消費者問題については多様化、複雑化しており、悪質商法の手口は巧妙化している。障がい者は被害に遭いやすい傾向にある。
- ・相談支援事業所連絡会等を活用し、障がい者に関わる相談支援従事者等に消費者問題や消費者トラブルに関する知識向上を図っていく必要がある。

### 【施策の基本的方向】

- 本市で暮らす障がい者が、消費者トラブルに巻き込まれないよう、また、すぐに相談窓口にアクセスできるよう障害者支援施設、当事者団体、相談支援機関等が開催する研修会で消費生活センターの出前講座を活用していくよう働きかけます。
- 被害を受けた障がい者の被害回復にかかる相談支援が円滑に行われるよう、消費生活センター相談員と相談支援事業所等との連携を促進します。

## ③ 感染症対策の推進

### 【課題】

- ・感染症が流行した際においても、必要な障害福祉サービスが提供できるよう、事前の準備や緊急時における必要な支援を検討し、体制整備を進めていくことが必要。

### 【当事者団体の声】

- ・介護者が新型コロナウイルスに感染し、障がい者が濃厚接触者になった場合の支援体制について、事業所間の連携などの検討を進めて欲しい。

### 【施策の基本的方向】

- 伊丹市障害者地域自立支援協議会の「災害時支援検討会」において、事前の準備や緊急時における必要な支援を検討し、体制整備を進めます。
- 感染症対策における必要な情報提供について、県など関係機関と連携の上、より分かりやすい情報発信に努めます。

## 8 差別の解消及び権利擁護

すべての市民が、個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組みます。あわせて、障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の防止等、障がい者の権利擁護のための取り組みを進めます。

### ① 障がい者理解の促進

#### 【当事者団体の声】

- ・感染症対策で健聴者もみんなマスクをするようになった。聴覚障がい者は相手の口元を見てコミュニケーションしているので困っている。この辺りの合理的配慮がほしい。
- ・グループホームの整備計画に地域住民の同意が得られなかったことがある。地域への障害に対する啓発が不十分だったのではないかな。

#### 【施策の基本的方向】

○障がい者理解を広める取り組みを推進するため、伊丹市障害者地域自立支援協議会など既存の機関を活用します。また、施設間のネットワーク、障害福祉事業所等が実施する取り組みについても、継続して支援を行います。



## ② 障害者差別解消法を活かすための取り組み実施

### 【当事者団体の声】

- ・差別があったことが表沙汰にならないので、差別が存在しているという意識がないのかもしれない。これは差別だと実例を挙げないと分からないかもしれない。(グループホームが他所に建つのはいいことだが、自分の近所に建つのは嫌など。)
- ・理解を広めるためには、具体的な事例を分かりやすく紹介して考えてもらうことが必要。
- ・外見では分からない障害について、理解してもらうことが難しい。
- ・幼少期から障がい者と接することが一番大切ではないか。授業の中で積極的に取り入れてほしい。

### 【施策の基本的方向】

- 伊丹市障害者地域自立支援協議会に設置の障害者差別解消部会をふまえ、合理的配慮(※)の不提供の禁止、差別的取り扱いの禁止など、法の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図ります。
- すべての人が、地域社会の一員として安心して暮らすことができるよう、相互理解のある人権尊重のまちづくりに向けた取り組みを行います。

### ※合理的配慮

障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに負担の重すぎない範囲で対応することです。

重すぎる負担があるときでも、障がいのある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することを含め、話し合い、理解を得るように努めることが大切です。

## ③ 障害者虐待の防止

### 【課題】

- ・一人でも多くの市民・障がい当事者に対する障害者虐待防止についての広報・啓発

### 【施策の基本的方向】

- 障害者虐待防止センター及び相談支援事業所における支援スキルの向上に努めます。
- 「市民の権利擁護意識の向上」、「障害者虐待防止法の周知」などを目的とした啓発や研修事業を継続して実施します。

#### ④ 成年後見制度の利用促進

##### 【課題】

- ・障がい者の高齢化や親亡き後への対応等、成年後見制度（※）の需要増加が見込まれる中、利用促進に向けたさらなる体制整備が必要。

##### 【施策の基本的方向】

- 市長申立や申立費用等補助制度（※）などにより、成年後見制度を必要とする方への利用につなげるとともに、受任体制の確保に向けて法人後見事業との連携を図ります。
- 伊丹市福祉権利擁護センターとの連携により、専門的助言等のバックアップ機能の充実を図ります。

##### ※成年後見制度

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が低下した人が、日常生活を送ることができるよう、適切な援助者（成年後見人）を選び、本人の意思決定を支援する制度です。家庭裁判所が選任する成年後見人として、親族、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）などの個人が担うケースとともに、法人（NPO 法人、社会福祉法人等）が担うケースもあります。

##### ※市長申立制度

成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や家族ともに申立を行うことが難しい場合など、特に必要があるときは市長が申立をすることができます。

##### ※申立費用等補助制度

成年後見制度の利用に係る費用を負担することが困難な方に対し、申立費用や後見人等の報酬を市が補助するものです。

## 9 行政サービスにおける配慮等

障がい者が適切な配慮を受けることができるよう、市職員等の障がい者理解の促進に努めるとともに、選挙における障がい者への配慮に努めます。

### ① 市職員等における障がい者理解の促進

【当事者団体の声】

- 市職員に対して、障がい者に接する際の対応方法の研修を実施してほしい。
- 市職員の窓口対応の向上については、引き続き研修や情報のアップデートを行ってほしい。
- 障害特性に応じた対応をしてほしい。

【施策の基本的方向】

- 市職員等は障害者差別解消法に基づき、障がい者が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行います。
- 「市民の権利擁護意識の向上」、「障害者虐待防止法の周知」などを目的とした啓発や研修事業を継続して実施します。
- 「障がい者の理解」、「障害の個別性への配慮」を促進し、適切な配慮ができる職員養成のための研修を実施します。
- 火事や救急時において、FAX やインターネット（伊丹市 Net119）（※）による通報が可能であることの周知に取り組み、利用の促進を図ります。

#### ※伊丹市Net119

聴覚・言語機能障害等により音声での 119 番通報が困難な方が、スマートフォンやタブレット端末等からインターネット（Web）を使って、音声を用いることなく 119 番通報できるシステムです。このシステムでは、利用者が事前登録した住所や利用端末のGPS 情報及びチャット機能を用いて通報場所を特定し、緊急通報（119 番通報）することができます。

## ② 選挙等における配慮等

### 【当事者団体の声】

- ・発達障がい者向けに投票の仕方が分かるように視覚支援用の紙を用意してほしい。
- ・投票所のバリアフリー化については、引き続きできることを考えてほしい。少しのスロープでも車椅子の人は助かる。

### 【施策の基本的方向】

- 移動に困難を抱える方に配慮した投票所のバリアフリー化及び投票環境の向上に努めます。
- サポートが必要な障がい者への投票行為における支援・配慮（代理投票）及びサポート方法等について、引き続き調査・研究をしていきます。

## ③ 司法手続等における配慮等

### 【施策の基本的方向】

- 矯正施設に入所する累犯障がい者等の円滑な社会復帰を促進するため、地域生活定着支援センターからの要請に協力し、保護観察所等の関係機関と連携のもと、出所後に必要な福祉サービスを利用するための支援を行います。

## 第4章 計画の推進体制と進行管理

### 1. 計画の推進体制の充実

#### (1) 推進体制および関係機関の連携

障がいのある人の施策は、福祉・保健・教育・労働などの行政分野のみならず、地域の協力、企業、関係団体、サービス事業所など多岐に及んでいることから、「障害者地域自立支援協議会」のなかで、地域の関係機関が連携を図るとともに、幅広い意見交換を行い、各分野の各年度におけるサービスの実施状況や進行状況を共有します。

障害者地域自立支援協議会の各部会及び各検討会において、適正な運営と実質的な議論を行い、成果を上げるように努めていきます。

庁内においては横断的な連携を行い、各分野の進捗状況を把握するとともに、全庁的な取り組みとして推進します。

#### (2) 制度の普及啓発等

障害者総合支援法の目的である「障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現」を実現するためには、地域住民の理解と協力が必要不可欠です。市民とともに計画の着実な推進に努めます。

さらに、相談支援、障害福祉サービス、地域生活支援事業などに関する情報については、「広報伊丹」や「障がい者（児）福祉の手引き」、各種パンフレット、ホームページ等により利用しやすく、わかりやすい適切な情報提供を図ります。

#### (3) 人づくりおよび資質の向上

障害福祉サービスに係る人材の育成については、サービス提供に係る専門職員の養成や、障害福祉サービスに係る人材の質・量ともに確保することが重要です。

障がいのある人の地域での多種多様な生活様式を支える人づくりは一朝一夕に達成されるものではありません。法令に基づいた人員配置をして、適正なサービス提供体制を確保することはもちろん、自立支援協議会を核とした事業所同士のネットワークの活用など、多種多様な障がいのある人の生活様式を支えるための必要な技術や価値観を確認共有する場が広がるよう積極的に支援していきます。

## 2. 計画の進行管理

伊丹市障害者計画の推進にあたっては、計画に即した施策の展開が円滑に行われるように進行を管理するとともに、各事業の各年度における推進状況を把握し、事業の評価や新たな課題への対応を図っていくことが重要です。

計画の目標達成のため、計画の策定後は施策の進捗状況等を取りまとめ、的確に施策の評価等を実施するとともに、「障害者地域自立支援協議会」を開催し、関係者の参画を求め、幅広い立場から意見を聴き、計画の全体的な実施状況を点検・評価します。

なお、計画期間中に社会情勢等の変化や、新たな国・兵庫県の施策や事業の変更など、本市の障害福祉行政に大きな影響を及ぼす動きも予測されるため、計画期間中においても、必要に応じて計画内容の見直しを行い、計画の効果的な推進を図ります。

---

---

## 資料編

---

---

# 1. 諮問書

伊健地地第140号  
令和2年5月8日  
(2020年)

伊丹市福祉対策審議会

会長 松原 一郎 様

伊丹市長 藤原 保幸

## 伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期） 及び第4次伊丹市障害者計画・障害福祉計画（第6期） ・障害児福祉計画（第2期）の策定について（諮問）

伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）及び第4次伊丹市障害者計画・障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）の策定にあたり、貴審議会の意見を求めます。

### 1. 伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）の策定について

本市では、伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第7期）を「地域包括ケア計画」として位置づけ、2025年（令和7年）までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムの段階的な構築に努めてきたところです。

新たに策定する計画においては、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）に向けた、中長期的な介護需要の傾向を把握し、これを踏まえたサービス基盤の整備や、地域の特性を踏まえた具体的な取組を位置付けることが求められています。第7期計画の進捗管理（PDCAサイクル）の実施や高齢者を支える関係者との情報共有、また国の提示する支援ツールの活用等により、把握された地域の課題を踏まえ、目指すべき具体的目標を検討したいと考えます。

### 2. 第4次伊丹市障害者計画・障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）の策定について

本市では、平成26年度に第3次伊丹市障害者計画を、平成29年度に伊丹市障害福祉計画（第5期）・伊丹市障害児福祉計画（第1期）を策定し、障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現のため、障害者施策の総合的・計画的な推進に努めてきたところです。

新たに策定する計画においては、共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できる支援の体制を構築するとともに、「相談支援体制の充実・強化」、「障害福祉サービスの質の向上」を行い、多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できる体制の確保について検討したいと考えます。

上記1、2において、より多くの市民の幅広い支持を得て地域の実情に応じた実効性の高いものにするために、学識経験者・保健医療関係者・福祉関係者・当事者等のご意見を十分に踏まえることが必要であると考えており、貴審議会にご意見を求めるものです。



## 2. 答申

伊 福 審 第 1 9 号

令和3年2月10日

伊丹市長 藤原 保幸 様

伊丹市福祉対策審議会

会長 松原 一郎

**伊丹市地域福祉計画（第3次）、  
伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）、  
第4次伊丹市障害者計画及び伊丹市障害福祉計画（第6期）  
・伊丹市障害児福祉計画（第2期）の策定について（答申）**

本審議会は、令和元年12月23日付 伊健地地 第1454号及び令和2年5月8日付伊健地地 第140号により諮問を受けました標記の件について、別添のとおりそれぞれの計画案を本審議会の意見としてまとめましたので、ここに答申します。

人口減少社会の到来や社会構造の変化、価値観の多様化等により、人と人とのつながりが希薄化する中、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑・多様化しており、8050問題やこどもの貧困といったさまざまな社会問題が生じています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という未曾有の事態は、これまでの生活や支援の有り方に変容を迫り、生活困窮や差別、社会的孤立などの従来からある福祉課題の進行が加速することが懸念されます。

こうしたことを念頭に以下のとおり審議を行いました。

### 1. 伊丹市地域福祉計画（第3次）案について

本計画の策定につきまして検討を重ねてきた結果、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、ともに認め合い、支え合いながら暮らしていくことのできる地域づくりを通じ、制度の狭間や複合的な課題を抱える人も、多様な主体の協働による重層的なネットワークにより受け止めることができる、包摂的な地域や社会を目指すべき姿とし、「共生福祉社会の実現」を理念として掲げました。そのうえで「つながり合い、支え合う共生のまちづくり」「多様な主体の協働による誰もが活躍できる仕組みづくり」「誰もが自分らしく暮らすための体制づくり」を目標に定め、計画案をまとめました。

## 2. 伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）案について

本計画の策定につきまして、検討を重ねてきた結果、第1に、複合的な課題を有し多様化する高齢者のニーズに対応するため、基幹型地域包括支援センター等の役割を見直すこと。第2に、高齢者の社会参加を促進し、地域での生きがいに重点をおき、自立支援・重度化防止を図ることが重要であること。第3に、認知症高齢者等へのケア・権利擁護・住まいの確保等を推進することにより、身近な地域で安心して暮らせる仕組みを構築する必要があること。また、それらを支える介護人材の確保・質の向上を同時に図る必要があることのそれぞれの観点について、他分野の政策動向や諸施策を踏まえ、審議した結果をまとめました。

## 3. 第4次伊丹市障害者計画及び伊丹市障害福祉計画（第6期）・伊丹市障害児福祉計画（第2期）案について

本計画の策定につきまして、検討を重ねてきた結果、障害者計画では、「障がいのある人が参加・参画する共生福祉社会の実現」を理念に掲げ、施策各分野の基本的な事項を定めました。障害福祉計画・障害児福祉計画では、障がい者、障がい児が地域で自分らしく生きていくための支援を推進するため、「身近な相談支援体制の整備」「地域移行・地域定着支援の充実」「就労支援の推進」「発達に支援が必要な子どもの支援の充実」の4点を重点施策として定め、それぞれの計画案をまとめました。

それぞれの計画の推進にあたっては、地域福祉の視点を重視し、他の関連の計画や諸施策との整合を図るとともに、すべての市民が住み慣れた地域の中でともに支え合う「共生福祉社会の実現」を着実に推進していくことを期待します。

以上、本答申の趣旨を踏まえ、すみやかに計画を策定されることを要望いたします。

### 3. 伊丹市福祉対策審議会委員名簿

	氏名	根拠規定上の選出区分	選出母体等での役職名
委員	松原 一郎	学識経験者	関西大学名誉教授
委員	常岡 豊	学識経験者	伊丹市医師会監事
委員	藤井 博志	学識経験者	関西学院大学人間福祉学部社会福祉学科教授
委員	中村 陽子	学識経験者	龍谷大学文学部実践真宗学研究科教授
委員	松端 克文	学識経験者	武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科教授
委員	明石 隆行	学識経験者	種智院大学人文学部社会福祉学科教授
委員	川村 貴清	社会福祉団体の代表者	伊丹市社会福祉協議会会長
委員	今村 勝行	社会福祉団体の代表者	阪神北県民局宝塚健康福祉事務所 副所長兼企画課長
委員	篠原 真由美	社会福祉団体の代表者	伊丹市身体障害者福祉連合会監査・相談員
委員	下村 直美	社会福祉団体の代表者	特定非営利活動法人伊丹市手をつなぐ育成会理事長
委員	樽谷 紘三	社会福祉団体の代表者	伊丹市老人クラブ連合会副会長
委員	太田 弘子	社会福祉団体の代表者	伊丹市PTA連合会副会長
委員	小林 育子	社会福祉団体の代表者	伊丹市民生委員児童委員連合会会長
委員	松井 克彦	社会福祉団体の代表者	伊丹市社会福祉法人連絡協議会代表
委員	川島 知子	市民公募	
委員	合田 真弓	市民公募	
臨時委員	後藤 至功	学識経験者	佛教大学 福祉教育開発センター 講師
臨時委員	三谷 稷	社会福祉団体の代表者	瑞穂小学校地区社会福祉協議会 会長
臨時委員	宮地 輝彦	社会福祉団体の代表者	伊丹商工会議所 産業振興課参事
臨時委員	森 英児	社会福祉団体の代表者	社会福祉法人 伊丹市社会福祉事業団 法人経営本部長
臨時委員	藤原 慶二	学識経験者	関西福祉大学社会福祉学部社会福祉学科准教授
臨時委員	岡田 智子	社会福祉団体の代表者	特定非営利活動法人ICCC理事長
臨時委員	緒方 由紀	学識経験者	佛教大学社会福祉学部社会福祉学科教授
臨時委員	笹尾 博之	社会福祉団体の代表者	特定非営利活動法人伊丹アドボカシーネットワーク理事
臨時委員	山本 裕信	学識経験者	伊丹市医師会理事
臨時委員	小屋 経寛	学識経験者	伊丹市歯科医師会
臨時委員	千葉 一雅	学識経験者	伊丹市薬剤師会会長
臨時委員	濱田 洋行	社会福祉団体の代表者	伊丹市介護保険事業者協会会長※(～2020年12月)
臨時委員	松下 研止	社会福祉団体の代表者	伊丹市介護保険事業者協会会長※(2021年1月～)
臨時委員	清原 嘉彦	社会福祉団体の代表者	伊丹市社会福祉協議会地域福祉推進室長

## 伊丹市福祉対策審議会 障がい者部会

	氏 名	根拠規定上の 選出区分	選出母体等での役職名
部会長	松端 克文	学識経験者	武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科教授
委 員	篠原 真由美	社会福祉団体の代表者	伊丹市身体障害者福祉連合会監査・障害者相談員
委 員	下村 直美	社会福祉団体の代表者	特定非営利活動法人伊丹市手をつなぐ育成会理事長
委 員	松井 克彦	社会福祉団体の代表者	伊丹市社会福祉法人連絡協議会代表
委 員	川島 知子	市民公募	
臨時委員	藤原 慶二	学識経験者	関西福祉大学社会福祉学部社会福祉学科准教授
臨時委員	岡田 智子	社会福祉団体の代表者	特定非営利活動法人 I C C C 理事長
臨時委員	緒方 由紀	学識経験者	佛教大学社会福祉学部社会福祉学科教授
臨時委員	笹尾 博之	社会福祉団体の代表者	特定非営利活動法人伊丹アドボカシーネットワーク理事

#### 4. 計画の策定経過

開催年月日	会議内容	審議案件
令和2年 (2020年) 5月	第1回 伊丹市福祉対策審議会 全体会(書面開催)	・諮問
6月8日～ 6月30日	手帳所持者へのアンケート 調査実施	・伊丹市内在住の1,500人(身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者)に郵送配布・郵送回収 ・回収結果:682件(回収率:45.4%)
6月26日	伊丹市福祉対策審議会 第1回障がい者部会	1. 第4次伊丹市障害者計画、伊丹市障害福祉計画(第6期)・伊丹市障害児福祉計画(第2期)の策定について 2. ワーキング会議名簿 3. 伊丹市の障がい者を取りまく現状 4. 伊丹市障害福祉計画(第5期)進捗状況について 5. 第3次障害者計画分野別施策の主な実績および残った課題・新たな課題 6. 「伊丹市障害者計画」等の策定のためのアンケート調査
7月7日～ 7月20日	発達に支援が必要な児童の 保護者へのアンケート 調査実施	・伊丹市にお住まいの発達に支援が必要な児童の保護者343人に市立こども発達支援センターおよび学校経由で配布・回収 ・回収結果:274件(回収率:79.8%)
7月10日	第1回伊丹市障害福祉計画(第6期)・伊丹市障害児福祉計画(第2期) ワーキング会議	1. 「地域移行・地域定着支援の充実について」 2. 話題提供「地域移行・地域定着の充実について」 3. グループワーク 「地域移行・地域定着を進めるために～課題と解決策～」
7月21日	当事者団体ヒアリング	第4次伊丹市障害者計画策定にかかる意見収集
7月31日	第2回伊丹市障害福祉計画(第6期)・伊丹市障害児福祉計画(第2期) ワーキング会議	1. 「就労支援の推進について」 2. 話題提供「障がい者就労の現状と課題について」 3. グループワーク 「就労支援の推進について」
8月7日	第3回伊丹市障害福祉計画(第6期)・伊丹市障害児福祉計画(第2期) ワーキング会議	1. 「発達に支援が必要な子どもの支援の充実について」 2. 話題提供「発達に支援が必要な子どもの支援の現状と課題について」 3. グループワーク 「発達に支援が必要な子どもの支援の現状と課題について」
8月20日	伊丹市福祉対策審議会 第2回障がい者部会	1. 第1回伊丹市障害福祉計画(第6期)・伊丹市障害児福祉計画(第2期)ワーキング会議の報告について 2. 第2回伊丹市障害福祉計画(第6期)・伊丹市障害児福祉計画(第2期)ワーキング会議の報告について 3. 第4次伊丹市障害者計画策定にかかる団体ヒアリング会の報告について 4. 「伊丹市障害者計画」等の策定のためのアンケート調査結果の報告について
8月28日	第4回伊丹市障害福祉計画(第6期)・伊丹市障害児福祉計画(第2期) ワーキング会議	1. 「身近な相談支援体制の整備について」 2. 話題提供「身近な相談支援体制の整備について」 3. グループワーク 「身近な相談支援体制の整備について」
10月2日	第5回伊丹市障害福祉計画(第5期)ワーキング 会議	・障害福祉サービス等の実績と見込み量について

開催年月日	会議内容	審議案件
10月27日	伊丹市福祉対策審議会 第3回障がい者部会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ひょうご障害者福祉計画の策定方針について</li> <li>2. 第3回および第4回伊丹市障害福祉計画（第6期）・伊丹市障害児福祉計画（第2期）ワーキング会議の報告について</li> <li>3. 「伊丹市障害者計画」等の策定のためのアンケート（発達に支援が必要な児童の保護者用）調査結果について</li> <li>4. 第4次伊丹市障害者計画の理念および骨子案について</li> <li>5. 伊丹市障害福祉計画（第6期）・伊丹市障害児福祉計画（第2期）骨子案および障害福祉サービス等の実績と見込量について</li> </ol>
11月24日	伊丹市福祉対策審議会 第4回障がい者部会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第4次伊丹市障害者計画素案について</li> <li>2. 伊丹市障害福祉計画（第6期）・伊丹市障害児福祉計画（第2期）素案について</li> </ol>
12月4日	第2回 伊丹市福祉対策審議会 全体会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第4次伊丹市障害者計画、伊丹市障害福祉計画（第6期）・伊丹市障害児福祉計画（第2期）」の策定に係る中間報告について</li> </ul>
12月18日 ～ 令和3年 (2021年) 1月16日	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4次伊丹市障害者計画、伊丹市障害福祉計画（第6期）・伊丹市障害児福祉計画（第2期）案の公表、市民意見の募集</li> </ul>
2月	第3回 伊丹市福祉対策審議会 全体会（書面開催）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの実施結果について</li> <li>・「第4次伊丹市障害者計画、伊丹市障害福祉計画（第6期）・伊丹市障害児福祉計画（第2期）」の答申（案）について</li> </ul>
2月10日	答申	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉対策審議会より市長に答申</li> </ul>

---

## 第4次伊丹市障害者計画

発行：伊丹市 〒664-8503 伊丹市千僧1丁目1番地

健康福祉部 地域福祉室 障害福祉課

TEL. 072-784-8032 (直通) FAX. 072-784-8036

健康福祉部 生活支援室 こども福祉課

TEL. 072-784-8127 (直通) FAX. 072-784-8112

---



伊丹市マスコット たみまる

2 健 114 - 1 - 089 - A4

この印刷物は、再生紙を使用しています。